

CLOSE UP
年金



国民年金のお知らせ

4月から新年度を迎えます。
国民年金保険料の現金(納付書)による前納付
と、学生納付特例制度の手続きについてお知らせ
します。

■国民年金保険料について

平成30年度の国民年金保険料
額は、月額16,340円です。
口座振替・クレジットカード納
付による平成30年4月からの前納
の新規申込は2月末日で受付を
終了しましたが、現金(納付書)で
の納付は可能です。

平成30年4月～平成32年3月
分までの2年前納納付書の発行に
ついては、年金事務所にお問い合わせ
ください。なお、2年前納納付
書の使用期限は、平成30年5月1
日です。

※年度途中で新たに国民年金第1号
被保険者になった人は、任意の月から
翌年度3月分まで納付書で納めるこ
とができます。
※保険料額が30万円を超える納付書
は、コンビニエンスストアでは利用でき
ませんのでご注意ください。

■学生納付特例制度

平成29年度において学生納付
特例制度により保険料納付を猶
予されている人で、引き続き在学
予定の人に、「国民年金保険料学
生納付特例申請書」(ターンアラ
ウンド様式)を3月31日に発送し
ています。

申請書はハガキ形式で、必要事
項を記入しポストに投函すること
で、平成30年度の申請をすること
ができます。この場合、在学証明書
等を添付する必要があります。

※学校等に変更がある人はこのハガ
キで申請することはできませんので、
通常の申請書に在学証明書等を添付
して、年金事務所又は市役所市民保
険課及び各支所に直接申請してくだ
さい。

問 南国年金事務所
☎088-864-1111

CLOSE UP
福祉

児童扶養手当額について

この手当は、父母の離婚・死亡等で、父または母と
生計を同じくしていない児童が育成される家庭の
生活の安定と自立の促進を通じて、児童の健全育成
を図ることを目的として支給される手当です。

■手当額が引き上げられます

平成29年全国消費者物価指数
の実績値が公表され、その結果、
平成30年度の児童手当額について
50円～290円の引き上げがありま
した。

■児童扶養手当の手当額

【平成30年度の手当月額】

全部支給	42,500円(+210円)
一部支給	42,490円～10,030円
2人目加算	
全部支給	10,040円(+50円)
一部支給	10,030円～5,020円
3人目以降加算	
全部支給	6,020円(+30円)
一部支給	6,010円～3,010円

※手当額は本人および同居扶養義務
者の所得や扶養親族の数等によって
決定します。
※所得額が限度額を超えている場合
は0円(全額停止)になります。

■手当の支給

4月、8月、12月に支給されます。
▼手当を受給している方が、住所を
変更した場合や世帯の状況が変わっ
た場合(婚姻や事実婚、出生等)は、
届け出が必要です。

▼公的年金(老齢年金、遺族年金、
障害年金、遺族補償など)を受給で
きるようになった場合も届け出が必
要です。
※届け出が遅れると、事由によっては
その分手当を受給できなかったり、返
還金が発生する場合があります。
※全部停止となっている方を含まず
▼受給するためには、申請が必要で
す。詳しくはお問い合わせください。

問 福祉事務所 ☎57-8509



CLOSE UP
国保

国保の手続きは2週間以内に
行いましょう



4月は引越しや就職・退職などにより保険内容
が変わる方が多い時期です。手続きによって必要な
ものが異なりますが、どの手続きにも印鑑、身分確認証
と併せて世帯主と対象者のマイナンバーが必要です。

加入の手続きが遅れると:

- ・国保税は加入の届け出をした月
からではなく、加入資格を得た月
までさかのぼって納めなければな
りません。
- ・保険証がないため、その間の医
療費は全額自己負担となります。

やめる届け出が遅れると:

- ・返却するべき国保の保険証を
使って医療機関を受診した場合、
国保が負担した医療費を返納し
ていただくこととなります。
- ・国保と健康保
険の両方に加入
した状態では、
保険料を二重に
支払ってしまう
ことがあります。



問 市民保険課 ☎57-8506

こんなとき…	必要なもの
健康保険(被扶養者を含む)に加入した	全員の新しい健康保険証・香南市国保被保険者証
健康保険(被扶養者を含む)をやめた	健康保険の資格喪失日・被扶養者でなくなった日の分かる書類
転入した	転出証明書
転出する	香南市国保被保険者証
修学のために転出する	学生証または在学証明書

※修学のために転出する学生は、修学特例の届け出を行うことで、転出後も香南市国保被保険者証を使用できます

CLOSE UP
環境

補助金でレッツクリーン!



環境対策課では、ごみの減量やクリーンエネル
ギーのための補助金を用意しています。ぜひ、ご活用
ください。詳細については、お問い合わせください。

■ごみ集積所設置の一部補助
(修繕も対象です)

【補助金額】設置整備費の2分の1
以内で、限度額10万円
【交付対象団体】営利を目的とし
ない町内会等の住民団体
※台風等でごみ集積所が動かないた
めの固定費用も対象です
※事前に環境対策課と協議が必要で
す

■古紙等集団回収奨励金

【奨励交付金】1kg当たり4円を
乗じた金額
【交付対象団体】営利を目的とし
ない住民団体
※事前に環境対策課に登録申請が必
要です

■生ごみ処理バケツの販売

【価格】2つで2,200円
【販売場所】
環境対策課・各支所

■生ごみ処理機購入費用の
一部補助

【補助金額】購入価格の2分の1
以内で限度額3万円
【補助対象】市内の販売店で購入
した電動式生ごみ処理機

■住宅用太陽光発電システム
設置補助金

【補助金額】6万円(定額)
※先着40件まで
【対象】自らが居住する市内の住
宅に10kW未満のシステムを設置す
る市税を滞納していない個人の方
※申請は太陽光発電システム設置工
事着手前に行ってください。
工事着手後の申請
では補助金が交付
できません



問 環境対策課 ☎57-8508